

宮城県立がんセンター

放射線障害予防規程

平成 23 年 4 月 1 日

制 定

平成 26 年 2 月 1 日改正

目 次

第 1 章	総則	(第 1 条 ～ 第 7 条)
第 2 章	組織及び職務	(第 8 条 ～ 第 20 条)
第 3 章	管理区域	(第 21 条 ～ 第 22 条)
第 4 章	維持及び管理等	(第 23 条 ～ 第 26 条)
第 5 章	使用	(第 27 条 ～ 第 29 条)
第 6 章	保管、運搬及び廃棄	(第 30 条 ～ 第 35 条)
第 7 章	測定	(第 36 条 ～ 第 38 条)
第 8 章	教育及び訓練	(第 39 条)
第 9 章	健康診断	(第 40 条 ～ 第 41 条)
第 10 章	記帳及び保存	(第 42 条)
第 11 章	危険時の措置	(第 43 条)
第 12 章	報告	(第 44 条 ～ 第 46 条)
附 則		

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、宮城県立がんセンター(以下「がんセンター」という。)における放射性同位元素(放射性医薬品を含む)及び放射性同位元素等によって汚染されたもの(以下「放射性同位元素等」という。)並びに、放射線発生装置の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害の発生を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

第2条 この規程では、医療法施行規則で規定するところの診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素並びに、診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素によって汚染されたものについては前条の「放射性同位元素等」に、また診療に供するエックス線装置(以下「エックス線装置」という。)は前条の放射線発生装置(以下「放射線発生装置等」という。)にそれぞれ含むものとする。

(適用範囲)

第3条 本規程は、がんセンターの放射線施設に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

第4条 本規程において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「放射線作業」とは、放射性同位元素等の使用、保管、運搬、廃棄の作業及び放射線発生装置等の使用の作業のほか、医療法施行規則に規定する「放射線診療業務」を含むものとする。
- (2) 「業務従事者」とは、放射性同位元素等又は放射線発生装置等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため管理区域に立ち入る者で、がんセンターの長(以下「総長」という。)が放射線業務従事者として承認した者をいう。そのなかで医療法施行規則に規定する放射線診療業務のみに従事する者は「放射線診療業務従事者」とする。
- (3) 「放射線施設」とは、法に定める使用施設(使用室)、貯蔵施設及び廃棄施設並びに、医療法施行規則に規定する診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用施設(使用室、貯蔵室、廃棄施設)及び医療法施行規則に規定するエックス線診療室をいう。
- (4) 「放射化物」とは、放射線発生装置の運転に伴い、加速粒子あるいは中性子などの二次放射線により放射性に転換した元素及びこれを含む物質で、放射線発生装置や遮へい等構造物から取り外され、放射線発生装置使用室から持ち出せるもので、その量が一定の基準値を超えるものをいう。

(他の規程との関連)

第5条 放射性同位元素等及び放射線発生装置等の取扱いに係る保安については、本規程に定めるもののほか、次の各号に掲げる規則その他保安に関する規程の定めるところによるものとする。

- (1) 地方独立行政法人宮城県立病院機構職員安全衛生管理規程
- (2) 消防計画

(要領等の制定)

第6条 総長は法及び本規程に定める事項の実施について、次の各号に掲げる事項の運用基準等を定めるものとする。

- (1) 放射線安全委員会要領
- (2) PET 診療放射線安全管理規程
- (3) 点検・維持管理要領
- (4) 安全作業基準
- (5) 作業環境測定要領
- (6) 緊急作業要領

(遵守等の義務)

第7条 業務従事者及び管理区域に一時的に立ち入る者並びに管理区域に立ち入らないで放射線業務に従事する者は、放射線取扱主任者が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない

ない。

- 2 総長は放射線取扱主任者が法及び本規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。
- 3 総長は第 11 条に定める放射線安全委員会が本規程に基づき行う答申又は意見具申を尊重しなければならない。

第2章 組織及び職務

(組織)

第 8 条 がんセンターにおける放射性同位元素等及び放射線発生装置等の取扱いに従事する者並びに、安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(放射線取扱主任者等)

- 第 9 条** 総長は放射線障害発生の防止について総括的な監督を行わせるため、第 1 種放射線取扱主任者の資格を有する者の中から放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を選任しなければならない。
- 2 総長は主任者に、登録定期講習機関が行う定期講習を主任者の選任後 1 年以内、その後は 3 年を超えない期間毎に受講させなければならない。
 - 3 総長は主任者が旅行、疾病その他の事故によりその職務を行うことができない場合は、その期間中その職務を代行させるため、第 1 種放射線取扱主任者の資格を有する者の中から主任者の代理者（以下「代理者」という。）を選任しなければならない。

(主任者の職務)

第 10 条 主任者はがんセンターにおける放射線障害の発生の防止に関する監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 予防規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止上重要な計画作成への参画
- (3) 法令に基づく申請、届出、報告の審査
- (4) 立入検査等の立ち合い
- (5) 異常及び事故の原因調査への参画
- (6) 総長に対する意見の具申
- (7) 使用状況等及び施設、帳簿、書類等の監査
- (8) 安全管理責任者、施設管理責任者及び産業医に対する指導、助言
- (9) 関係者への助言、勧告及び指示
- (10) 放射線安全委員会の開催の要求
- (11) その他の放射線障害防止に関する必要事項

(代理者の職務)

第 11 条 代理者は主任者が旅行、疾病、その他の事故により不在となる期間中、その職務を代行しなければならない。

(放射線安全委員会)

第 12 条 放射線障害防止について必要な事項を企画審議するために、がんセンターに放射線安全委員会を置く。

- 2 放射線安全委員会委員長（以下「委員長」という。）は総長が任命する。
- 3 委員は主任者、各放射線取扱管理責任者、施設管理責任者、安全管理責任者、その他から委員長が任命する。
- 4 委員会の運営については別に定める放射線安全委員会要領によるものとする。

(放射線取扱管理責任者)

第 13 条 がんセンターの研究所及び病院のそれぞれに放射線取扱管理責任者を置く。

- 2 委員長は各部門の責任者の中から放射線取扱管理責任者を任命する。

- 3 放射線取扱管理責任者は各担当部門において放射線障害防止のため必要な措置を行うとともに、管理区域に立ち入る者に対し、主任者が放射線障害防止のために行う指示等を遵守するよう徹底させなければならない。
- 4 放射線取扱管理責任者は放射線取扱部門の管理業務を総括する。

(取扱責任者)

- 第 14 条** 放射線取扱管理責任者は放射線作業（設備、機器）ごとに取扱責任者を定めなければならない。
- 2 取扱責任者は業務従事者に対し放射性同位元素等あるいは放射線発生装置等の取扱いについて適切な指示を与えるとともに使用、保管、運搬及び廃棄に関する記帳を行い放射線取扱管理責任者に報告しなければならない。
 - 3 取扱責任者は第 15 条に掲げる業務従事者として登録しなければならない。

(業務従事者)

- 第 15 条** がんセンターにおいて放射性同位元素等又は放射線発生装置等の取扱業務に従事する者は、業務従事者として登録しなければならない。そのなかで医療法施行規則に規定する放射線診療業務のみに従事する者を放射線診療業務従事者とし、業務上区別する。
- 2 業務従事者は所属長の申請に基づき、主任者の同意のもとに放射線安全委員会が承認した上で登録する。
 - 3 委員長は業務従事者として申請した者に対して第 36 条の教育及び訓練並びに第 37 条の健康診断を実施させ、その結果を照査しなければならない。

(施設管理責任者)

- 第 16 条** 施設管理責任者は放射線施設の点検・維持管理及び業務従事者の健康診断等を総括する。
- 2 施設管理責任者は事務担当職員の中から委員長が任命する。

(施設管理担当者)

- 第 17 条** 施設管理業務を行うため施設管理担当者を置く。
- 2 施設管理担当者は施設管理責任者が指名する。
 - 3 施設管理担当者は各放射線施設について次の業務を行う。
 - (1) 電気設備の運転及び維持管理に関する業務
 - (2) 給排気設備、給排水設備の運転及び維持管理に関する業務
 - (3) 放射線施設の点検に関する業務
 - (4) 業務従事者等に対する健康診断計画の立案及びその実施

(安全管理責任者)

- 第 18 条** 放射線の安全管理に関する業務を総括させるため、安全管理責任者を置く。
- 2 安全管理責任者は研究所所属員の中から、委員長が任命する。
 - 3 副安全管理責任者は診療放射線技術部員の中から、委員長が任命する。

(安全管理担当者)

- 第 19 条** 放射線管理業務を行うため、病院及び研究所のそれぞれに安全管理担当者を置く。
- 2 安全管理担当者は部門ごとに安全管理責任者が指名する。
 - 3 安全管理担当者は次の業務を行う。
 - (1) 管理区域に立ち入る者への入退出、放射線被ばく及び放射性汚染の管理
 - (2) 定期的な放射線施設、管理区域に係る放射線の量及び表面汚染密度の測定
 - (3) 放射線測定機器の保守管理
 - (4) 放射性同位元素等の使用、受入れ、払出し、使用、保管、運搬及び廃棄に関する管理
 - (5) 放射線作業の安全に係る技術的事項に関する業務
 - (6) 業務従事者等に対する教育及び訓練計画の立案及びその実施
 - (7) 放射性同位元素等の廃棄、保管及びそれらの処理に関する業務
 - (8) 上記 (1) ～ (7) に関する記帳、記録の管理及びその保管
 - (9) 関係法令に基づく申請、届出等の事務手続き、その他関係省庁との連絡等、事務的事項に関する業務

(産業医)

第 20 条 職員安全衛生管理規程（宮城県訓令甲第 27 号）により選任した産業医、若しくは産業医の資格を有する医師は第 37 条に規定する健康診断を実施する。

第3章 管理区域

(管理区域)

第 21 条 総長は、放射線障害の防止のため、放射線障害のおそれのある場所を管理区域として指定する。

2 前項で指定する管理区域は、次の各号に該当する室又は区域とする。

- (1) 法で規定する使用施設（使用室）、医療法施行規則に規定する診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用施設（使用室）及びエックス線診療室並びにその区域
 - (2) 法で規定する貯蔵又は貯蔵室及び医療法施行規則に規定する診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の貯蔵又は貯蔵室並びにその区域
 - (3) 法で規定する廃棄施設及び医療法施行規則に規定する診療用放射性同位元素又は陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の廃棄施設並びにその区域
 - (4) 法で規定する汚染検査室並びに医療法施行規則に規定する汚染検査室並びにその区域
 - (5) 3 月につき 1.3 ミリシーベルトを超える外部放射線量を受けるおそれのある区域
 - (6) 空気中における放射性同位元素の 3 月間あたりの平均濃度が、平成 24 年 3 月 28 日文部科学省告示第 59 号の第 7 条に規定する濃度限度の 10 分の 1 を超えるおそれのある区域及び医療法施行規則別表第 3 第 2 欄に規定する濃度限度の 10 分の 1 を超えるおそれのある区域
 - (7) 放射性同位元素等によって汚染される物の表面の密度が、平成 24 年 3 月 28 日文部科学省告示第 59 号の第 8 条に規定する表面密度限度の 10 分の 1 を超えるおそれのある区域及び医療法施行規則別表第 5 に規定する表面密度限度の 10 分の 1 を超えるおそれのある区域
- 3 放射線取扱管理責任者は、主任者の指示に従い、次に定める者以外の者を担当する管理区域に立ち入りさせてはならない。
- (1) 業務従事者として第 14 条に基づき登録された者
 - (2) 見学等の目的で一時立入者として主任者が認めた者
 - (3) 診療を受ける患者

(管理区域に関する遵守事項)

第 22 条 管理区域に立ち入る者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りすること。
 - (2) 一次立入者が管理区域内に立ち入るときは、所定の用紙に必要事項を記入すること。ただし、医療法施行規則に規定するエックス線診療室にあつてはこの限りではない。
 - (3) 業務従事者は、個人被ばく線量計を指定された位置に着用すること。
 - (4) 管理区域において飲食、喫煙を行わないこと。
 - (5) 業務従事者及び一時立入者は、主任者が放射線障害を防止するために行う指示、その他、施設の安全を確保するための指示に従うこと。
- 2 密封されていない放射性同位元素（以下「非密封放射性同位元素」という。）又は診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を取り扱う管理区域に立ち入る者は、前項のほか次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 専用の作業衣、作業靴、その他必要な保護具等を着用し、かつ、これらのものを着用してみだりに管理区域から退出しないこと。
 - (2) 放射性同位元素又は診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を体内摂取したとき、又はそのおそれのあるときは、直ちに主任者に連絡し、その指示に従うこと。
 - (3) 管理区域を退出するときは、身体、衣服等の汚染検査を行い、汚染が検出された場合は、放射線取扱管理責任者に連絡するとともに、直ちに除染のための措置を講ずること。汚染除去が困難な場合は、主任者に連絡し、その指示に従うこと。
- 3 放射線取扱管理責任者は、管理区域の入口の目のつきやすい場所に放射性同位元素又は診療用放射性同位

元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の取扱に係る注意事項を掲示し、管理区域に立ち入る者に遵守させなければならない。

第4章 維持及び管理等

(巡視点検)

第 23 条 安全管理担当者又は業務従事者は、別に定める点検・維持管理要領に従い定期的に放射線施設等の巡視点検を行わなければならない。

- 2 安全管理担当者又は業務従事者は、前項の点検の結果を記録し異常を認めたときは、修理等必要な措置を講ずるとともに、放射線取扱管理責任者、施設管理責任者及び安全管理責任者に報告しなければならない。
- 3 放射線取扱管理責任者、施設管理責任者及び安全管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、主任者に報告しなければならない。

(定期点検)

第 24 条 安全管理担当者又は業務従事者は、別に定める点検・維持管理要領に従い定期的に点検を行わなければならない。

- 2 安全管理担当者又は業務従事者は、前項の点検の結果を記録し異常を認めたときは、修理等必要な措置を講ずるとともに、放射線取扱管理責任者、施設管理責任者及び安全管理責任者に報告しなければならない。
- 3 放射線取扱管理責任者、施設管理責任者及び安全管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、主任者を經由して総長に報告しなければならない。

(地震等の災害時点検)

第 25 条 地震、火災等の災害が起こった場合は、緊急作業要領に定める災害時の連絡通報体制に従い、安全管理担当者又は業務従事者が管理区域等について別紙に定める項目について点検を行い、保安影響が無いことを確認しなければならない。

- 2 安全管理担当者又は業務従事者は、前項の点検の結果を記録し異常を認めたときは、修理等必要な措置を講ずるとともに、放射線取扱管理責任者、施設管理責任者及び安全管理責任者に報告しなければならない。
- 3 放射線取扱管理責任者、施設管理責任者及び安全管理責任者は、前項の報告を受けた場合は、主任者を經由して総長に報告しなければならない。

(修理、改造)

第 26 条 放射線取扱管理責任者、施設管理責任者及び安全管理責任者は、それぞれ所轄する施設、設備、機器等について、修理、改造、除染等を行うときは、相互に協議のうえ、その実施計画書を作成し、主任者及び総長の承認を受けなければならない。ただし、保安上、特に影響が軽微と認められるものについてはこの限りではない。

- 2 総長は前項の承認を行おうとするときにおいて、必要があると認めるときは、その安全性、安全対策等につき放射線安全委員会に諮問するものとする。
- 3 放射線取扱管理責任者、施設管理責任者及び安全管理責任者は、第1項の修理、改造、除染等を終えたときは、その結果について主任者を經由して総長に報告しなければならない。

第5章 使用

(密封されていない放射性同位元素（以下「非密封放射性同位元素」という。）又は診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用)

第 27 条 非密封放射性同位元素を使用する者は、放射線取扱管理責任者の管理のもとに次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 非密封放射性同位元素又は診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用は、別に定める安全作業基準に従い各管理区域内において行い、許可使用数量及び医療法施行規則に規定する

届出数量を超えないこと。

- (2) 排気設備が正常に動作していることを確認すること。
 - (3) 吸収材、受け皿等の使用等汚染の防止に必要な措置を講ずること。
 - (4) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
 - (5) 遠隔操作装置、かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
 - (6) 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
 - (7) 非密封放射性同位元素又は診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じ柵等を設け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。
 - (8) その他、第 23 条の事項を遵守すること。
- 2 非密封放射性同位元素の使用にあたっては、あらかじめ使用に係る計画書を作成し、放射線取扱管理責任者、安全管理責任者及び主任者の承認を受けなければならない。

(密封された放射性同位元素 (以下「密封放射性同位元素」という。) の使用)

第 28 条 密封放射性同位元素を使用する者は、放射線取扱管理責任者の管理のもとに、つぎに掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 固定して使用する密封放射性同位元素装備機器
 - ア 使用に際して、放射線測定器により密封状態が正常であることを確認すること。
 - イ 線源を機器の定められた場所に固定して使用すること。
 - ウ 機器の電源投入中は、「使用中」である旨を明示すること。
 - エ しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
 - オ 放射線照射時は、「照射中」である旨を明示すること。
 - カ インターロック等を設置している場合は、使用前にインターロック等が正常に作動することを確認し、立入を禁止している区域に人がいないことを確認すること。
 - キ その他、第 23 条の事項を遵守すること。
- (2) 密封放射性同位元素装備機器 (校正用線源を含む)
 - ア 使用に際して、放射線測定器により密封状態が正常であることを確認すること。
 - イ しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
 - ウ 遠隔操作装置、かん子等により線源との間に十分な距離を設けること。
 - エ 放射線に被ばくする時間をできるだけ少なくすること。
 - オ 密封放射性同位元素の使用中にその場を離れる場合は、容器及び使用場所に所定の標識を付け、必要に応じ柵等を設け、注意事項を明示する等、事故発生の防止措置を講ずること。
 - カ 線源を移動して使用する場合は、使用后直ちにその線源の紛失、漏洩等異常の有無を放射線測定器により点検し、異常が判明した場合は、探査その他放射線障害を防止するために必要な措置を講ずること。
 - キ その他、第 23 条の事項を遵守すること。

(放射線発生装置等の使用)

第 29 条 放射線発生装置等を使用する場合は、放射線取扱管理責任者の管理のもとに次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) インターロック等を設置している場所は、使用前にインターロック等が正常に作動することを確認し、立入を禁止している区域に人がいないことを確認すること。
- (2) 運転中は、「使用中」である旨を明示すること。
- (3) 放射線照射時は、「照射中」である旨を明示すること。ただし、医療法施行規則に規定するエックス線装置にあつてはこの限りではない。
- (4) しゃへい壁その他しゃへい物により適切なしゃへいを行うこと。
- (5) 照射直後の不必要な放射線からの被ばくを低減するための適切な防護措置を講ずること。ただし、医療法施行規則に規定するエックス線装置にあつてはこの限りではない。
- (6) 放射化物の適切な管理を行うこと。
- (7) その他、第 23 条の事項を遵守すること。

第6章 保管、運搬及び廃棄

(保管)

第30条 放射性同位元素は所定の容器に入れ、所定の貯蔵室又は貯蔵箱に保管すること。

- 2 貯蔵室又は貯蔵箱にはその貯蔵能力を超えて放射性同位元素を保管しないこと。
- 3 貯蔵箱及び耐火性の容器は放射性同位元素を保管中に、これをみだりに持ち運ぶことができないようにするための措置を講ずること。
- 4 非密封放射性同位元素又は診療用放射性同位元素及び陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を貯蔵室又は貯蔵箱に保管する場合は、容器の転倒、破損等を考慮し、吸収材、受け皿を使用する等、貯蔵室内又は貯蔵箱内に汚染が拡大しないような措置を講ずること。
- 5 密封放射性同位元素装備機器にあつては、装備した状態で保管し、シャッター機構のあるものは保管中容器のシャッターを閉止すること。
- 6 貯蔵施設の目につきやすい場所に、放射線障害の防止に必要な注意事項を掲示すること。
- 7 放射性同位元素の保管数量又は保管個数を定期的に確認すること。

(管理区域における運搬)

第31条 管理区域において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、危険物との混載禁止、転倒、転落等の防止、汚染の拡大の防止、被ばくの防止、その他保安上必要な措置を講じなければならない。

(がんセンター内における運搬)

第32条 がんセンター内において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、前条に規定する措置に加えて、次の各号に掲げる措置を講じるとともに、あらかじめ放射線取扱管理責任者及び主任者の承認を受けて行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素等を収納した輸送容器は、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、振動等により亀裂、破損等が生ずるおそれのないよう措置すること。
- (2) 表面汚染密度について、搬出物の表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の1/10を超えないようにすること。
- (3) 線量当量率については、搬出物の表面において2ミリシーベルト毎時を超えずかつ、搬出物の表面から1メートル離れた位置において100マイクロシーベルトを超えないよう措置すること。
- (4) 運搬経路を限定し、見張り人の配置、標識設置等の方法により関係者以外の者の接近及び通行を制限すること。
- (5) 監督者を同行させ、保安のため必要な監督を行わせること。
- (6) 輸送容器表面に所定の標識を付けること。
- (7) その他関係法令に基づき実施すること。

(がんセンター外における運搬)

第33条 がんセンター外において放射性同位元素等を運搬しようとするときは、関係法令に定める基準に適合する措置を講じ、次の各号に掲げる事項について主任者及び総長の承認を受けなければならない。

- (1) 運搬年月日
 - (2) 運搬に従事する者（荷送人）の氏名及び所属
 - (3) 運搬先（荷受人）の事業所名及び当該事業所の主任者の受入れの承認
 - (4) 運搬に従事しようとする者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
 - (5) 運搬の方法及び経路
 - (6) 核種、数量及び運搬物の種類
 - (7) 1cm線量当量率
 - (8) その他主任者が必要と認める事項
- 2 前項の承認を得た放射性同位元素等を運搬する場合は、前条に準じる措置を講じること。

(廃棄)

第34条 非密封放射性同位元素等の廃棄は次の各号に従って行わなければならない。

- (1) 固体状の放射性廃棄物は不燃性、難燃物及び可燃性に区分し、それぞれ専用の廃棄物容器に封入し、

廃棄物保管室に廃棄保管又は廃棄業者に引き渡すこと。

- (2) 液体状の放射性廃棄物は所定の放射能レベルに分類し、廃棄保管又は排水設備により排水口における排水中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下とし排水すること。
 - (3) 気体状の放射性廃棄物は排気設備により排気口における排気中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気すること。
- 2 放射性有機廃液は、廃棄保管後、廃棄物業者へ引き渡すこと。
 - 3 密封放射性同位元素等の廃棄は廃棄業者に引き渡すことによって行わなければならない。

(保管状況の調査)

- 第 35 条 安全管理担当者又は業務従事者は、年 1 回以上、所轄する放射性同位元素等の保管量及び保管状況の調査、確認を行い、放射性同位元素等の種類ごとの保管量及び保管状況を取りまとめ、その結果を記録するとともに、放射線取扱管理責任者、施設管理責任者及び安全管理責任者に報告しなければならない。
- 2 放射線取扱管理責任者、施設管理責任者及び安全管理責任者は、前項の報告を受けた場合には、主任者を經由して総長に報告しなければならない。

第7章 測定

(放射線測定機器等の保守)

- 第 36 条 安全管理責任者は安全管理に係る放射線測定器等について常に正常な機能を維持するよう保守しなければならない。

(場所の測定)

- 第 37 条 安全管理責任者は放射線障害のおそれのある場所について、放射線の量及び放射性同位元素等による汚染の状況の測定を行い、その結果を評価し記録しなければならない。
- 2 放射線の量の測定は原則として 1 センチメートル線量当量について放射線測定器を使用して行わなければならない。
 - 3 非密封放射性同位元素等の取扱施設の測定は次の各号に従い行わなければならない。
 - (1) 研究所放射線管理区域の各実験室及び施設内の各場所における放射線の量の測定及び放射性同位元素等による汚染状況の測定は、別に定める作業環境測定要領に従い行うこと。
 - (2) 実施時期は取扱開始前に 1 回、取扱開始後にあつては、1 月を超えない期間ごとに 1 回行うこと。
 - 4 固定して使用する密封放射性同位元素装備機器の取扱施設の測定は次の各号に従い行わなければならない。
 - (1) 施設内の各場所における放射線の量の測定は、別に定める作業環境測定要領に従い行うこと。
 - (2) 実施時期は取扱開始前に 1 回、取扱開始後にあつては、6 月を超えない期間ごとに 1 回行うこと。
 - 5 密封放射性同位元素装備機器（校正用線源を含む）の取扱施設の測定は次の各号に従い行わなければならない。
 - (1) 施設内の各場所における放射線の量の測定は、別に定める作業環境測定要領に従い行うこと。
 - (2) 実施時期は取扱開始前に 1 回、取扱開始後にあつては、1 月を超えない期間ごとに 1 回行うこと。
 - 6 放射線発生装置等の使用施設の測定は次の各号に従い行わなければならない。
 - (1) 施設内の各場所における放射線の量の測定は、別に定める作業環境測定要領に従い行うこと。
 - (2) 実施時期は取扱開始前に 1 回、取扱開始後にあつては 6 月を超えない期間ごとに 1 回行うこと。
 - 7 次の項目について測定結果を記録し、保存しなければならない。
 - (1) 測定日時
 - (2) 測定箇所
 - (3) 測定をした者の氏名
 - (4) 放射線測定器の種類及び形式
 - (5) 測定方法
 - (6) 測定結果
 - 8 前項の測定結果は安全管理責任者が 5 年間保存する。

(個人被ばく線量の測定)

- 第 38 条** 安全管理責任者は、管理区域に立ち入る者に対して適切な個人線量計等を着用させ次の各号に従い個人被ばく線量を測定しなければならない。ただし、放射線測定器を用いて測定することが困難な場合は、計算によってこれらの値を算出することとする。
- (1) 放射線の量の測定は外部被ばく線量について行うこと。
 - (2) 測定は胸部（女子にあっては腹部）について1センチメートル線量当量、70 マイクロメートル線量当量について行うこと。（中性子線については、1センチメートル線量当量）ただし、女子にあっては妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を総長に書面で申し出た者を除く。
 - (3) 前項のほか頭部及び頸部からなる部位、胸部及び上腕部からなる部分並びに腹部及び大腿部からなる部位のうち、外部被ばくが最大となるおそれのある部分が、胸部及び上腕部からなる部位以外の部位である場合は当該部位についても行うこと。
 - (4) 人体部位のうち外部被ばくが最大となるおそれのある部位が頭部、頸部、胸部、上腕部、腹部及び大腿部以外である場合は、第2号及び第3号のほか当該部位についても行うこと。ただし、中性子線についてはこの限りではない。
 - (5) 放射性同位元素を誤って摂取した場合又はそのおそれのある場合並びにおそれのある場所に立ち入った場合は、内部被ばくについても測定を行うこと。
 - (6) 測定は管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立入者として主任者が認めた者については、外部被ばくの線量が100 マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うこととする。
 - (7) 次の項目について測定結果を記録すること。
 - ア 測定対象者の氏名
 - イ 測定をした者の氏名
 - ウ 放射線測定器の種類及び形式
 - エ 測定方法
 - オ 測定部位及び測定結果
 - (8) 前号の測定結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることになった女子にあっては、出産までの間、毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し、被ばく線量を記録するとともに、実効線量、等価線量を算定し記録すること。
 - (9) 第7号の測定結果から実効線量及び等価線量を算定し、次の項目について記録すること。
 - ア 算定年月日
 - イ 対象者の氏名
 - ウ 算定した者の氏名
 - エ 算定対象期間
 - オ 実効線量
 - カ 等価線量及び組織名
 - (10) 前号の算定は4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申し出等により妊娠の事実を知ることになった女子にあっては、出産までの間、毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに算定し記録すること。
 - (11) 前号の算定の結果、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20ミリシーベルトを超える場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各5年間の累積実効線量を当該期間について毎年度集計し、集計の都度次の項目について記録すること。
 - ア 集計年月日
 - イ 対象者の氏名
 - ウ 集計した者の氏名
 - エ 集計対象期間
 - オ 累積実効線量
 - (12) 第7号から第11号の記録は安全管理責任者が永久に保存するとともに、記録のつど対象者に対しその写しを交付すること。

第8章 教育及び訓練

(教育及び訓練)

- 第 39 条** 安全管理責任者は管理区域に立ち入る者及び放射性同位元素等又は放射線発生装置等の取扱等業務に従事する者に対し、本予防規程の周知等を図るほか、放射線障害の発生を防止するために必要な教育及び訓練を実施しなければならない。
- 2 前項の規定による教育及び訓練は次の各号の定めるところによる。
- (1) 実施時期は次のとおりとする。
 - ア 業務従事者に対しては初めて管理区域に立ち入る前
 - イ 取扱等業務に従事する者であって管理区域に立ち入らない者に対しては、取扱等業務を開始する前
 - ウ 管理区域に立ち入った後及び取扱等業務の開始後にあつては1年を超えない期間ごと
 - (2) 前号ア並びにイについては次に掲げる項目及び時間数を、またウについては次に掲げる項目について実施すること。
 - ア 放射線の人体に与える影響
(前号ア並びにイ) 30 分間以上
 - イ 放射性同位元素の安全取扱
(前号ア) 4 時間以上
(前号イ) 1 時間 30 分以上
 - ウ 放射線障害防止に関する法令
(前号ア) 1 時間以上
(前号イ) 30 分間以上
 - エ 放射線障害予防規程
(前号ア並びにイ) 30 分間以上
 - オ その他放射線障害防止に関して必要な事項
- 3 前項の規程にかかわらず前項第2項に掲げる実施項目に関して十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、教育及び訓練の一部を省略することができる。
- 4 主任者によって一時立入者として承認を受けた者が管理区域に一時的に立ち入る場合、安全管理責任者は主任者の指示に従い、当該立入者に対して放射線障害発生を防止するために必要な教育を実施しなければならない。
- 5 安全管理責任者は、第1項の教育及び訓練を実施したときは、その都度実施結果を記録するとともに、放射線取扱管理責任者、主任者及び総長に報告しなければならない。

第9章 健康診断

(健康診断)

- 第 40 条** 産業医は業務従事者に対して次の各号に定めるところにより健康診断を実施しなければならない。
- (1) 実施時期は次のとおりとする。
 - ア 業務従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前
 - イ 管理区域に立ち入った後にあつては1年を超えない期間ごと。
 - (2) 健康診断は問診及び検査又は検診とする。
 - (3) 問診は放射線の被ばく歴及びその状況について行うこと。
 - (4) 検査又は検診はその部位及び項目について行うこと。ただし、次の「ア」から「ウ」までの部位又は項目(初めて管理区域に立ち入る前の健康診断にあつては「ア」及び「イ」の部位又は項目を除く)は産業医が必要と認める場合に限る。
 - ア 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数及び白血球数及び白血球百分率
 - イ 皮膚
 - ウ 眼
- 2 産業医は前各号の規定にかかわらず、業務従事者が次の(1)から(4)に該当する場合は、遅滞

なくその者につき健康診断を行わなければならない。

- (1) 放射性同位元素等を誤って摂取した場合
 - (2) 放射性同位元素等により表面密度限度を超えて皮膚が汚染され、その汚染を容易に除去することができない場合
 - (3) 放射性同位元素等により皮膚の創傷面が汚染され、又は汚染されたおそれのある場合
 - (4) 実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は、被ばくしたおそれのある場合
- 3 産業医は次の各号に従い健康診断の結果を記録しなければならない。
- (1) 実施年月日
 - (2) 対象者の氏名
 - (3) 健康診断を実施した医師名（産業医）
 - (4) 健康診断の結果
 - (5) 健康診断の結果に基づいて講じた措置
- 4 健康診断の結果は産業医が永久に保存するとともに、遅滞なく所轄労働基準監督署に提出し、実施のつど記録の写しを対象者に交付しなければならない。

（放射線障害を受けた者等に対する措置）

- 第 41 条** 安全管理責任者は、業務従事者が放射線障害を受け又は受けたおそれのある場合には、主任者及び産業医と協議し、その程度に応じ、管理区域への立ち入り時間の短縮、立ち入りの禁止、配置転換等健康の保持等に必要な措置を総長に具申しなければならない。
- 2 総長は前項の具申があった場合には、適切な措置を講じなければならない。

第10章 記帳及び保存

（記帳）

- 第 42 条** 安全管理責任者は、使用、受入れ、払出し（引渡し）、保管、運搬、廃棄並びに教育及び訓練に係る記録を行う帳簿を備え記帳させなければならない。
- 2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。
- (1) 使用
 - ア 放射性同位元素等の種類及び数量
 - イ 放射線発生装置等の種類
 - ウ 放射性同位元素等又は放射線発生装置等の使用の年月日、目的、方法及び場所
 - エ 放射性同位元素等又は放射線発生装置等の使用に従事する者の氏名
 - (2) 受入れ
 - ア 放射性同位元素等の種類及び数量
 - イ 放射性同位元素等の受入れ年月日、方法及び場所
 - ウ 放射性同位元素等の受入れに従事する者の氏名、並びに相手方の氏名又は名称
 - (3) 払出し（引渡し）
 - ア 放射性同位元素等の種類及び数量
 - イ 放射性同位元素等の払出し年月日、方法及び場所
 - ウ 放射性同位元素等の払出しに従事する者の氏名、並びに相手方の氏名又は名称
 - (4) 保管
 - ア 放射性同位元素等の種類及び数量
 - イ 放射性同位元素等の保管の期間、方法及び場所
 - ウ 放射性同位元素等の保管に従事する者の氏名
 - (5) 運搬
 - ア がんセンターの外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法
 - イ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称、並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称
 - (6) 廃棄
 - ア 放射性同位元素等の種類及び数量

- イ 放射性同位元素等の廃棄の年月日、方法及び場所
 - ウ 放射性同位元素等の廃棄に従事する者の氏名
- (7) 放射線施設等の点検
- ア 点検の実施年月日
 - イ 点検結果及びこれに伴う措置の内容
 - ウ 点検を行った者の氏名
- (8) 第 37 条の教育及び訓練
- ア 教育及び訓練の実施年月日、項目
 - イ 教育及び訓練を受けた者の氏名
- 3 前項に定める帳簿は年度ごと、毎年 3 月 31 日に帳簿を閉鎖し、安全管理責任者が 5 年間保存しなければならない。
- 4 事業所の廃止等を行う場合は、廃止日等に帳簿を閉鎖する。

第11章 危険時の措置

(危険時の措置)

- 第 43 条** 放射性同位元素等に関し地震、火災、運搬中の事故等の災害が発生したときは、第 25 条に定める点検を行い、放射線障害が発生した場合又はそのおそれのある場合、その点検者は、別に定める緊急作業要領に従い、直ちに災害の拡大防止、通報及び避難警告等応急の措置を講じなければならない。
- 2 総長は前項の事態が生じた場合は、直ちに関係機関に通報するとともに、遅滞なく原子力規制委員会又は国土交通大臣に報告しなければならない。

第12章 報告

(異常時の報告)

- 第 44 条** 次の各号に掲げる事態の発生を発見した者は、別に定める緊急作業要領に従い通報しなければならない。
- (1) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生した場合。
 - (2) 放射線が異常に漏洩した場合。
 - (3) 業務従事者について実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくが発生した場合。
 - (4) 前各号のほか放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合。
- 2 総長は前項の通報を受けたときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する措置を 10 日以内に、それぞれ原子力規制委員会に報告しなければならない。

(定期報告)

- 第 45 条** 安全管理責任者は毎年 4 月 1 日からその翌年の 3 月 31 日までの期間について放射線管理状況報告書を作成し、主任者を經由して総長に報告しなければならない。
- 2 総長は本報告書を当該期間の経過後 3 月以内に原子力規制委員会に提出しなければならない。

(特定放射性同位元素に係る報告)

- 第 46 条** 特定放射性同位元素に係る以下の行為を行った場合、行為を行ってから 15 日以内に原子力規制委員会に報告しなければならない。
- (1) 受入れ
 - (2) 払出し
 - (3) 廃棄
- 2 前項の報告を行った特定放射性同位元素の内容を変更（当該変更により、当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなった場合を含む。）した場合、15 日以内に報告を行う。
- 3 年度末に所有している特定放射性同位元素に係る報告を翌年度 6 月末日までに行う。

附則

この規程は、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。